

千葉県報

号外
令和8年3月31日

主要目次

○ 千葉県事務委任規則の一部を改正する規則

規則

千葉県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第十六号

千葉県事務委任規則の一部を改正する規則

千葉県事務委任規則（昭和三十一年千葉県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「カからタ」を「タからソ」に改め、同項第十七号ニ中「トからヌまで、ワ及びレからツまで」を「ル、ヲ、ヨ、ツ及びネ」に改め、同号へ中「第八条」を「第八条第一項」に改め、同号中ネをラとし、ヲからツまでをカからナまでとし、同号ル中「ヲ」を「カ」に改め、同号中ルをワとし、トからヌまでをリからヲまでとし、への次に次のように加える。

ト 第八条第二項の規定による届出の受理に関すること。

チ 第八条の二第二項の規定による届出の受理に関すること（診療所、助産施設又はオンライン診療受診施設に係るものに限る。リ、ヌ及びナにおいて同じ。）。

第五条第一項第十八号中ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 第四条第四項の規定による届出の受理に関すること。

第五条第二項第二号中「第五十六条第一項」の下に「（第四百四十四条において準用する場合を含む。）」を加え、同条第四項中「カからタ」を「タからソ」に改める。

第七条の四に次の二号を加える。

三 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）の施行に関すること。

イ 第七十三条第一項の規定による不合格の処分をしたときの通知に関すること。

ロ 第七十三条第二項の規定による不合格の処分をしたときの通知に関すること。

四 基準器検査規則（平成五年通商産業省令第七十一号）の施行に関すること。

イ 第二十七条第一項の規定による不合格の処分をしたときの通知に関すること。

第十条に次の一号を加える。

二十六 農業次世代人材投資事業（経営開始型及び推進事業に係るものに限る。）及び千葉県就農準備資金・経営開始資金（経営開始支援資金及び推進事業に係るものに限る。）に係る千葉県補助金等交付規則の施行に関すること。
第十一条第一号イ中「第十条の三」を「第十条の三第一項」に改め、同条第八号イ中「第四十五条」を「第六十五条」に改め、同号ロ中「第四十九条」を「第六十九条」に改め、同号ハ中「第五十条」を「第七十条」に改める。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

購読料

本号

一部

六円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八